

合理的配慮の提供事例報告書【中学校】

事例の概要

通常の学級に在籍し、つまずきに関する強い不安感やコミュニケーション上の困難を抱えていた生徒に対し、保護者・本人との合意形成のもと、

①保護者・生徒・学年職員、専門機関との連携体制を確立し、個に応じた特別な指導の推進に努めた。

②在籍する「通常の学級」以外の場所に「心の居場所」となる環境を整備し、登校渋りの解消を図った。

③適性や障害に応じた個別の指導、交流活動を展開した。

以上の取組の結果、生徒及び保護者の不安感を解消した。

- | | | |
|------------|-----------|------------------------|
| 1 対象生徒の障害種 | 知的障害 | |
| 2 障害の程度 | 非該当(知的障害) | ※学校教育法施行令22条の3に該当か非該当か |
| 3 在籍状況 | 中学校・通常の学級 | |
| 4 学年 | 中1 | |

5 対象生徒の実態

生徒Aは、中学校入学後、対人関係(コミュニケーション)に課題は見られたものの、大きなトラブル等はなく順調に学校生活を送っていた。だが、2学期になってから「友だちの視線が気になる」「教室に入りづらい」等の訴えをするようになり、「登校渋り」(遅刻・早退)が始まった。そこで、保護者や当該生徒との面談、教育相談を通してその要因を探り、対応を検討することにした。

強い登校刺激を与えたり、集団活動への参加を促すと、身体の震えや硬直等の症状が現れるため、保健室や教育相談室(カウンセリング室)で静かに過ごさせるよう配慮した。これにより、情緒面の安定が図られるようになったが、依然所属する学級(通常の学級)に入って授業を受けることに強い抵抗感を示していた。

6 対象生徒についての合意形成に至るまでの経緯

(1 誰からの申し出か 2 申し出の内容 3 連携、調整した関係機関 4 合意形成に至った結論)

- 1 担任と保護者との数回にわたる面談の後、改善策として保護者から学年職員に申し出があった。
- 2 (1) 本人の気持ちを尊重し、しんどい時には無理をさせず、早退させて欲しい。精神的な安定を図ることを優先させて欲しい。
(2) 別室(保健室・相談室等)登校が可能ならば、継続して欲しい。
- 3 保護者からの申し出を受け、校内教育支援委員会や学年会を開き、校内の支援体制を整備した。数週間後に、保護者がB専門医の受診結果を持参し、「軽度発達障害」の診断があった。生徒Aも了解しているので「特別支援学級」への入級手続きを進めて欲しいとの申し出があった。通常の学級からの入級、しかも中学校2年生からの入級ということで、保護者や生徒Aの不安が大きかった。
そこで、関係職員で対応を協議し、「見学会」や「体験授業」を設定し、不安感の解消に努めるとともに特別な教育課程に関する理解を促すことを保護者及び本人に提案し、合意を得た。
- 4 (1) 知的障害特別支援学級に在籍する生徒との交流を計画的に進める。
(2) 「見学会」「体験授業」に参加し、教育課程や指導体制等への理解を進める。
(3) 学校と家庭が連携して「心の居場所づくり」に努める。

7 基礎的環境整備の視点と概要

基礎⑤ 施設・設備の整備

同世代の友達との交流を促し、心の居場所づくりを進めるため、知的障害特別支援学級の中に当該生徒専用のスペース(ロッカー・机)を確保し、タブレット型端末等のICT機器を整備した。

また、すでに在籍している生徒の教育活動の妨げとならないよう、相互の時間割調整を行い、「特別支援学級の生徒との交流の時間」「通常の学級の友達と一緒に授業を受ける時間」「別室で一人で学習を進める時間」をそれぞれ設けることができるように配慮した。

8 合理的配慮の観点と概要

合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

「一日の予定」(当該生徒専用の時間割)と活動の流れ(活動場所や担当教員)を示すことにより、見通しをもって過ごせるようになり、2学期当初に比べ、通常の学級で過ごす時間が増えた。特に、生徒玄関から近い場所、職員室の隣に「第2の教室」を確保し、複数の教職員が声かけ・指導できるよう配慮した。

合理①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

文字認識や言語理解に課題があるため、「カード」や電子黒板等の視覚教材を用い、視覚支援による授業を行っている。また、個人で自由に使えるタブレット型端末・PCを準備し、個別学習を進める際に困らないよう配慮している。

9 成果と課題

思春期を迎える中学校入学段階に、「発達障害」が「環境不適合」やコミュニケーション上のトラブル、「起立性調節障害」等の形となって顕在化することが指摘されている。そこで、中学校入学当初から以下の点を念頭に置き、生徒指導や生徒理解、教職員の専門性の向上に努める必要がある。

今後の課題としては、以下の4点が考えられる。

- 発達障害等の特性のある生徒に早期に対応できる専門性のある教職員の育成
- 通級による指導担当教員や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任らによる校内サポート体制の強化
- SCやSSWといった専門性のある職員や専門機関との緊密な連携
- 保護者・当該生徒との面談・情報交換(合意形成)による個に応じた指導

今回紹介した事例においては、①保護者・専門機関との連携がうまくいったこと、②個に応じた特別な指導として通常の学級以外の場所に「学びの場」「心の居場所」が提供できた点が大きな成果であった。登校渋り、環境不適合の症状が見られ、学校から足が遠のき始めていた生徒に、保護者の要望のもと早期の対応・支援が行えたことは当該生徒にとって何よりの成果であった。